

小牧市地域公共交通会議事務局規程（案）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、小牧市地域公共交通会議設置要綱（平成 28 年 3 月 7 日 27 小都第 9 1 2 号。以下「要綱」という。）第 9 条第 3 項の規定に基づき、小牧市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の事務局に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第 2 条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 交通会議の会議に関する事項
- (2) 交通会議の資料作成に関する事項
- (3) 交通会議の庶務に関する事項
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項

（事務局の組織）

第 3 条 事務局に事務局長及び事務局員を置く。

2 事務局長は小牧市都市建設部都市政策課主幹をもって充て、事務局員は小牧市都市建設部都市政策課の職員をもって充てる。

（専決事項）

第 4 条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関する事項
- (2) 物品の購入その他交通会議の運営に必要な契約の締結に関する事項
- (3) 物品及び現金の出納に関する事項
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか軽易な事項

（文書の取扱い）

第 5 条 事務局における文書の收受、配布、処理及び編集、保存その他文書に関し必要な事項は、小牧市において定められている文書の取扱いの例による。

（公印の取扱い）

第 6 条 交通会議の公印の名称、形式、書体、寸法、用途、数及び管理者は、別表のとおりとする。

2 交通会議の公印の保管、取扱い等については、小牧市において定められている公印の規定の例による。

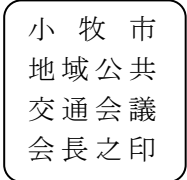
（委任）

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月●●日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	形式	書体	寸法	用途	数	管理者
会長印		古印体	21mm × 21mm	会長名を もって発 する文書	1	事務局長